


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	川口 莊一			
件名	東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則 について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市難病患者福祉手当条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行に伴い、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 第2条第2号中、「未成年後見人」を「後見人」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 民法の一部改正に則して、適正な制度運営を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。